

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 平成25年度 税制改正のあらまし

このパンフレットは、平成25年3月30日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）」の主な改正の概要を掲載しています。

平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、このパンフレットに掲載の所得税のほかに、復興特別所得税（2.1%）が課されます。

【金融・証券税制の主な改正事項】

税 率

○ 上場株式等を譲渡した場合の税率

平成25年12月31日まで

10%

（所得税7%、住民税3%）



平成26年1月1日以後

20%

（所得税15%、住民税5%）

3 ページへ

非課税

○ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）

4 ページへ

金融所得一体課税

○ 公社債等に係る所得に対する課税（平成28年1月1日以後）

- ・ 譲 渡 益 非 課 税
- ・ 償 還 差 益 総 合 課 税
（発行時源泉分離）



申告分離課税

○ 特定公社債等に係る課税の特例（平成28年1月1日以後）

- ・ 譲渡（償還）損 損益通算・繰越控除可
- ・ 利子・配当 譲渡損との損益通算可
- ・ 特 定 口 座 受入可（利子・配当を含みます）

6 ページへ

【その他の主な改正事項】

○ 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の創設

2 ページへ

平成25年4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

平成25年4月1日から適用される改正事項(主なもの)

1 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の創設

中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の債務の保証人であるものが、その個人が有する資産(有価証券を除きます。以下同じです。)でその資産に設定された貸借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現にその内国法人の事業の用に供されているものを、その内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他一定の要件を満たすもの(以下「債務処理計画」といいます。)に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でその贈与によるみなし譲渡課税を適用しないこととされました(措法40の3の2①)。

- イ その個人が、債務処理計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ロ その債務処理計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。
- ハ その内国法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること。

2 土地・建物等の譲渡に関する改正

(1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等(措法33、33の4)について、次の見直しが行われました。

- イ 収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に基づき国が設置する環境大臣が指定する中間貯蔵施設及び指定廃棄物の最終処分場が追加されました(措規14⑤三イ)。
- ロ 特例の対象に、特定被災区域内において行う都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第11号に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地でその事業の用に供されるもの及びその土地の上に存する資産であることにつき国土交通大臣(事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事)の証明を受けたものが追加されました(措規14⑤四の七)。
- ハ 特例の対象に、特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業のために買い取られる土地及びその土地の上に存する資産であることにつき国土交通大臣(事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事)の証明を受けたものが追加されました(措規14⑤四の八)。

(2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法33の3)の対象から除外される保留地に係る土地等の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第19条第1項の規定により保留地が定められた場合のその保留地の対価の額に対応する土地等が追加されました(措法33の3①)。

(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除(措法34)の適用対象である都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定する特別緑地保全地区内の土地が同法第17条第3項の規定により買い取られる場合における買取りをする者の範囲に、同法の緑地管理機構とみなされる都市の低炭素化の促進に関する法律第46条第1項の規定により指定された特定緑地管理機構で、主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行う業務を行うものが追加されました(措法34、措令22の7②)。

2 土地・建物等の譲渡に関する改正（続き）

- (4) 平成25年1月1日以後に居住用財産を譲渡し、同年4月1日以後に買換資産を取得する場合における、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2）の適用対象となる買換資産の範囲に、既存住宅売買瑕疵保険に加入している一定の中古住宅である家屋が追加され、確定申告書に添付する、その家屋が地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることを証する書類の範囲に、家屋が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類（加入後2年内のものに限ります。）が追加されました（措法36の2、措規18の4②、平成21年国土交通省告示第685号）。
- (5) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例は、適用期限（平成25年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法37の9の2）。

平成26年1月1日から適用される改正事項（主なもの）

3 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する特例措置の廃止

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等を譲渡した場合の上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます（措法37の10①、平成23年改正法による改正後の平成20年改正法附則43②）。

○ 上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成21年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日以後
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10%（所得税7%、住民税3%）	20% （所得税15%、住民税5%）
上記以外	20%（所得税15%、住民税5%）	

4 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する特例措置の廃止

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間の特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後に源泉徴収されるものは、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます（平成23年改正法による改正後の平成20年改正法附則45①）。

○ 源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る源泉徴収税率

平成21年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日以後
10%（所得税7%、住民税3%）	20%（所得税15%、住民税5%）

【参考】 上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等の配当等に係る10%軽減税率の特例措置は、上記3及び4と同様に廃止されました。

○ 上場株式等の配当等に係る税率

平成21年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日以後
10%（所得税7%、住民税3%）	20%（所得税15%、住民税5%）

平成26年1月1日から適用される改正事項(主なもの)(続き)

5 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正

平成26年1月1日から適用することとされている非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(いわゆる「日本版ISA」)について、次のとおり改正されました。

(1) 非課税口座を開設することができる期間が、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間(改正前:平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間)とされました(新措法9の8、37の14①⑤)。

(2) 非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等が、次に掲げるものとされました(新措法9の8、37の14①)。

イ 非課税口座に非課税管理勘定^(注)を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間(以下「非課税期間」といいます。)内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等

ロ 非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合におけるその譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等

(注) 非課税管理勘定とは、非課税口座以外の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。

(3) 非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、その非課税口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)から提出を受けた非課税適用確認書^(注)(改正前:非課税口座開設確認書)に記載された勘定設定期間(非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。以下同じです。)内の各年の1月1日(年の中途において非課税適用確認書が提出された場合におけるその提出年にあつては、その提出の日)に非課税管理勘定を設けるものとされました(新措法37の14⑤二)。

(注) 非課税適用確認書は、税務署長から金融商品取引業者等を経由して交付を受けた書類で、勘定設定期間として次の①から③までに掲げるいずれかの期間、その勘定設定期間の区分に応じた基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます(新措法37の14⑤三)。

	勘定設定期間	基準日
①	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
②	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
③	平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

(4) 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書に上記(3)の(注)の基準日における住所を証する書類(住民票の写し等)を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出するものとされました(新措法37の14⑥)。

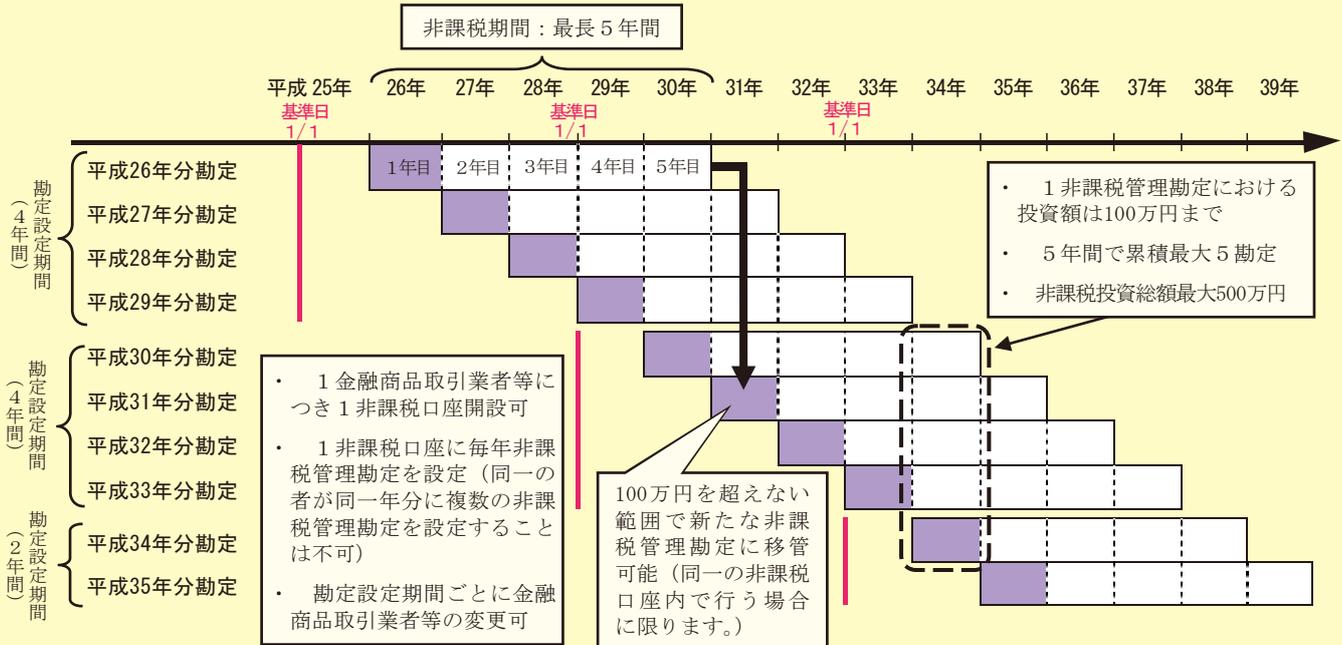
(5) 居住者等は、同一の金融商品取引業者等に重複して非課税口座を開設することができないこととされました。また、他の金融商品取引業者等を含め、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書の提出をすることができないこととされました(新措法37の14⑫)。

(6) 各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(下記ロの上場株式等については、移管日における終値に相当する金額)の合計額が100万円を超えないもの等を受け入れることができることとされました(新措法37の14⑤二)。

イ その非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等で、取得後直ちにその非課税口座に受け入れられるもの

ロ その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等

【改正後の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の概略】



【改正後の非課税措置の概要】

(1) 居住者等が金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきその非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の配当等については、所得税が課されません（新措法9の8）。

(2) 居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に、非課税口座内上場株式等のうちその非課税管理勘定に係るもののその非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税が課されず、また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされます（新措法37の14①②）。

(注) 非課税口座の開設に必要な「非課税適用確認書の交付申請書」は、平成25年10月1日から金融商品取引業者等の営業所の長へ提出できることとされています。

これらの非課税措置の主な要件等は、以下のとおりです。

○ 主な適用要件等

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
開設者	居住者等（その年の1月1日において満20歳以上である者）
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
保有期間	最長5年間、途中譲渡可（譲渡分相当額の再投資は不可）
非課税管理勘定設定数	各年分1非課税管理勘定（勘定設定期間につき1金融商品取引業者等に限り。）
非課税投資額	非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の次の①及び②の金額の合計額で100万円が上限（未使用枠は翌年以後繰越不可） ① その年中の新規投資額 ② その口座の他の年分の非課税管理勘定から移管する上場株式等の移管日における終値に相当する金額
非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年間）

平成28年1月1日から適用される改正事項(主なもの)

6 株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直し

【公社債等の譲渡に係る課税方式の改正の概要】

(改正前)

(改正後)

		課 税 方 式		課 税 方 式		特定口座 での取扱い (新措法37の11の 3~37の11の6)	損益通算・ 繰越控除 ^(注) (新措法37の12の 2①⑤)
公 社 債		非課税 (旧措法37の15①)	→	特 定 公 社 債	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②一、五~十四)	○	○
				特定公社債以外の 公 社 債	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②七)	×	×
証 券 投 資 信 託	公 社 債 投 資 信 託	非課税 (旧措法37の15①)	→	証 券 投 資 信 託 公 募 公 社 債 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②二)	○	○
				私 募 公 社 債 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②四)	×	×
	株 式 投 資 信 託	20(10)% 申告分離課税 (旧措法37の10①②五、 平成23年改正法による 改正後の平成20年改正法 附則43②)	→	資 信 託 公 募 株 式 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②二)	○	○
				私 募 株 式 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②四)	×	×
証 券 投 資 信 託 以 外 の 投 資 信 託	公 社 債 等 運 用 投 資 信 託	非課税 (旧措法37の15①)	→	証 券 投 資 信 託 以 外 の 投 資 信 託 公 募 公 社 債 的 受 益 権	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②二)	○	○
	公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 以 外 の 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (旧措法37の10①②五)	→	私 募 公 社 債 的 受 益 権	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②四)	×	×
特 定 目 的 信 託	社 債 的 受 益 権	非課税 (旧措法37の15①)	→	公 募 社 債 的 受 益 権	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②四)	○	○
				私 募 社 債 的 受 益 権	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②六)	×	×

(注) 特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算が可能

(1) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直し

株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」と「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に改組することとされ、公社債等の譲渡については、次のとおり課税することとなりました。ただし、平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収されたものについては、割引債の譲渡による所得は非課税とされます(新措法37の10、37の11、37の15①)。

イ 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

(イ) 居住者等が、平成28年1月1日以後に特定公社債^(注)、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限り)の社債的受益権(以下「特定公社債等」といいます)の譲渡をした場合におけるその特定公社債等の譲渡による譲渡所得等については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象とされました(新措法37の11①)。

6 株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直し（続き）

(ロ) 特定公社債等の償還又は一部解約等により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の11③④）。

(注) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債をいいます。

ロ 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

(イ) 居住者等が、平成28年1月1日以後に特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限り、）の社債的受益権（以下「一般公社債等」といいます。）の譲渡をした場合におけるその一般公社債等の譲渡による譲渡所得等については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の10①）。

(ロ) 一般公社債等の償還又は一部解約等により交付を受ける金額（私募公社債投資信託及び証券投資信託以外の私募投資信託にあっては、信託元本額までに限り、）については、これを一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の10③④）。

(注) 同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税（雑所得）の対象となります。

(2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

イ 居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又はその金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、その特定口座へ受け入れることができることとされました（新措法37の11の3③二）。

ロ 居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて特定公社債等の利子等の支払を受ける場合において、その居住者等がその金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その利子等をその源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされました（新措法37の11の6③）。

ハ 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その利子等又は配当等の額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して15%（居住者の場合には他に住民税5%）の税率を乗じて徴収すべき所得税及び住民税の額を計算することとされました（新措法37の11の6⑥）。

ニ 居住者等が平成27年12月31日以前に特定口座を開設している金融商品取引業者等を通じて取得した一定の特定公社債等を、平成28年1月1日に特定口座に受け入れることができることとされました。また、平成28年1月1日から同年12月31日までの間は、居住者等が自己保管する一定の特定公社債等を特定口座に受け入れることができることとされました（改正法附則44②③）。

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正

イ 上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等が追加され、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能となりました（新措法37の12の2①）。

ロ 平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしてもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等からの繰越控除が可能となりました（新措法37の12の2⑤）。

6 株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直し（続き）

(4) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正

- イ 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合としてその特定公社債を発行した法人の清算終了等の事実が生じたときは、その事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、その損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、その損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用対象とすることとされました（新措法37の11の2①）。
- ロ 特定管理株式等又は特定保有株式についても、その特定管理株式等又は特定保有株式を発行した法人の清算終了等の事実が生じた時は上記イと同様に、株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、その損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用対象とすることとされました（新措法37の11の2①）。

(5) いわゆる「エンジェル税制」の改正

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例（措法37の13）及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例（措法37の13の2）について、これらの特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できるとされました（新措法37の13①）。

【参考】割引債の償還差益に係る所得に対する課税方式の改正の概要

(改正前)

課税方式	18%源泉分離課税 (雑所得) (旧措法41の12①②)
源泉徴収	発行時
一般口座	償還差益×18% (旧措法41の12③)
源泉徴収口座	—
簡易申告口座	—

(改正後)

課税方式	20%申告分離課税 (株式等に係る譲渡所得等) (新措法37の10①、37の11①)
源泉徴収	償還時
一般口座	償還金額(支払金額)×みなし割引率 ^(注) ×20% (新措法41の12の2②)
源泉徴収口座	償還差益×20% (申告不要可) (新措法37の11の4①)
簡易申告口座	源泉徴収なし

(注) 「みなし割引率」は25%（償還期間が1年以内のものは0.2%）

平成28年1月1日以後に行う割引債の償還により支払を受ける金銭の額については、上場（一般）株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の10、37の11）。

なお、平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては、償還差益に係る18%源泉分離課税が維持されます（新措法41の12①②⑦）。

- このパンフレットは、平成25年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）【www.nta.go.jp/taxanswer】を提供しておりますので、是非ご利用ください。